

South China - Asia Business Report

Vol. 62
M a y
2017

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

中国自動車産業の新常態 3

みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開設記念

成長期を迎えるカンボジア 7

Regional Business

India インドの税制 [63]
インド物品・サービス税 (GST) 導入を機会とした
サプライチェーン改革の動向 11Vietnam
ベトナム不動産制度の概要 16Malaysia
マレーシア新外国為替管理規制 18Philippines
日比租税条約の適用 21China
中国民法総則の要点解説 26China
中国現地法人運営の留意点 30Taiwan
統一発票の実務上の留意点 33

Macro Economy

アジア経済情報: フィリピン 36

Briefs

Topics

中国自動車産業の新常態

世界最大の生産・販売台数を誇る自動車大国となった中国。一方で、規模を追求する従前の産業振興策には技術・開発面での課題も多く、政府は新エネルギー車に重点を置いた産業政策・規制により、新たな発展段階へと向かおうとしている。

こうした新エネルギー車への政策的シフトは、完成車メーカーのみならず、サプライヤーにとっても大きな戦略転換が迫られることになる。新エネルギー車を中心とした新たな自動車産業振興策により世界をリードしようと目論む中国政府の“新常態”と、それに臨む日系企業の戦略につき考察する。

みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開設記念

成長期を迎えるカンボジア

ASEAN 最貧国のカンボジアがいま、日系企業の投資先として注目を集めている。年率7%台を維持する堅調な国内経済の成長を背景に、首都プノンペンには高層ビルが建ちあがり、新興国ならではの新たなビジネスも生まれている。タイ・プラスワンとしての製造業の進出はもちろん、潜在市場としての魅力がサービス関連企業をもひきつけているのだ。みずほ銀行もこのほど、邦銀では初のプノンペン出張所を開設した。

一方、同国内では急速な賃金高騰や教育水準の引き上げなど、課題も多い。タイとベトナムに挟まれた地理的優位性を生かしつつ、さらなる成長軌道に乗れるのか。カンボジアのいまを紹介する。



Regional Business

[India] インドの税制 [63] インド物品・サービス税 (GST) 導入を機会としたサプライチェーン改革の動向

インドで長らく検討されてきた物品・サービス税 (GST) がいよいよ、今年7月から導入される。当該税制改革への対応が急がれる一方、これを機に取り組みの活発化が展望されるのがサプライチェーンの合理化である。当地における販売・在庫・輸送にかかる主な課題と、各業界のサプライチェーン改革事例を紹介する。

[Vietnam] ベトナム不動産制度の概要

ASEAN の有望国とされるベトナムで、活発な不動産投資が続いている。社会主義国であるベトナムの不動

産制度は、国が法人・個人に土地所有権を付与する形をとっており、割り当てあるいはリースにより当該権利を取得することができる。土地所有権の取得にかかる規制および留意点について解説する。

[Malaysia] マレーシア新外国為替管理規制

昨年12月にマレーシア中央銀行から発表された新たな外国為替管理規制が波紋を呼んでいる。新たな規制では、国内における外貨建て決済の禁止や、外貨で回収した輸出代金を当日中にリンギに転換することなどが求められている。国内取引の外貨建て契約は可能であるが、決済はリンギで行う必要があるため、特に外貨建てで国内取引を行っている企業は取引条件の変更などのリスクヘッジを検討されたい。

[Philippines] 日比租税条約の適用

フィリピンで日比租税条約を適用するにあたり、このほど、配当、利息、ロイヤルティーの支払いにかかる手続きが変更された。運用はこれからであるものの、これらの支払いに当たって源泉徴収義務を怠った場合、税務調査で指摘されるリスクもある。今般改定された居住者証明にかかる書式やガイドラインなど、主な変更点を解説する。

[China] 中国民法総則の要点解説

中国で先ごろ「民法総則」が可決され、今年 10 月に施行される見込みとなった。従前の民法通則をアップデートし、環境保護の原則や成年後見人制度の規定、データやインターネット上の仮想財産の保護など、時代や社会の変化に応じ内容が刷新されている。民法総則に盛り込まれた主なポイントを紹介する。

[China] 中国現地法人運営の留意点

M&A などにより中国で事業を行う日系企業が増える中、現地法人の経営状況が把握できないなど、さまざまな運営上の問題を抱えるケースは多い。ここでは、現地で調達を担当していた従業員が不当なキックバックを受け取っていた事例、および架空取引により回収不可能な売掛金が発生していた事例をもとに、こうしたトラブルの背景と対策を考える。

[Taiwan] 統一発票の実務上の留意点

台湾での取引に欠かせないインボイス「統一発票」の作成方法や使用上の留意点についてまとめる。統一発票は使用者や用途により複数存在するほか、販売した商品の返品や、値引き販売については、発生時期や購入者により対応方法が異なるなど、複雑な部分も多い。統一発票は営業税の申告にも関連するため、適切な作成・管理を徹底されたい。

Macro Economy**アジア経済情報:フィリピン**

16 年 4Q の実質 GDP 成長率は前年比 +6.6% と、前期の同 +7.0% から小幅に低下したものの、堅調な推移を保った。投資主導の経済成長が続いており、中央銀行も 14 年 10 月から政策金利の据え置きを続けてきたが、足もとでインフレ率が徐々に加速しつつあり、景気に過熱の兆しがみられることなどを勘案すると、年内に小幅な利上げに踏み切る可能性はあろう。

ドゥテルテ政権は包括的な税制改革を実施して財源を捻出し、大型インフラ事業への投資を大幅に拡大させることを表明している。税制改革法案の可決には相応の時間を要すると見られるものの、実質 GDP 成長率は、17 年が +6.4%、18 年が +6.3% と予測する。

Editorial

初めてカンボジアを訪れてから 10 年余り。アンコールワットに代表される神秘的な遺跡はもちろん、フランス統治時代の名残が残る洒落た街並みや、人懐っこい人々の笑顔が印象的だった同国ですが、最近の発展ぶりは目覚しく、首都プノンペンはいまや、複数の高層ビルが街を見下ろす大都市へと生まれ変わりとつあります。

日系企業の進出も右肩上がりようですが、本格的な経済発展はこれから。インフラや教育などハード・ソフト両面での環境整備を推し進めつつ、発展と成長を維持していくためにはどうすればいいのか。カンボジアの発展の一助となれるよう、みずほもプノンペンに開設した出張所を通じ、ますます精力的に取り組んでまいります。



中国自動車産業の新常態

古賀 裕一郎

みずほ銀行 産業調査部 香港調査チーム

世界最大の自動車市場・工場としてのポジションを確立した中国であるが、「製造大国であるが、製造強国ではない」という政府の課題認識の下、新エネルギー車の発展に政策の重点をシフトしている。2018年には、大きな変節点となる可能性を秘める新たな規制導入が予定され、中国自動車産業は“新常態”への転換を迎えるであろう。完成車メーカーのみならず、サプライヤーもまた、“新常態”に対応すべく、戦略の転換が求められる。

中国自動車市場概観

中国自動車市場が世界最大となって既に久しい。16年の自動車販売台数は、低排気量車減税政策による需要喚起効果もあり、2,800万台を超えて過去最高を更新した。当該減税政策は16年末で終了予定であったが、減税幅を縮小した上で、17年末まで延長された。17年の自動車販売台数は、減税幅縮小の影響から成長の鈍化が予想されているものの、大幅な減少を予想する向きは少ない。

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)を中心とした新エネルギー車市場も16年には50万台を超えて、順調な拡大が続く。市場全体に対する新エネルギー車の割合は足もと2%程度であるが、20年までに市場の7%(想定市場規模:210万台)、25年までに市場の15%(同:525万台)を新エネルギー車とするロードマップ¹が中国汽车工程学会²から発表されており、既に世界最大規模である中国の新エネルギー車市場もまた、今後いっそうの市場拡大が期待される(図表1)。

【図表1】新エネルギー車 普及台数目標

	2016年 (実績)	目標		
		~2020年	2025年	2030年
中国生産販売	2,803万台	3,000万台	3,500万台	3,800万台
新エネルギー車の割合	2%	7%	15%	40%
新エネルギー車市場規模	51万台	210万台	525万台	1,520万台

(出所) 中国汽车工业协会(CAAM)、省エネルギー・新エネルギー車技術ロードマップよりみずほ銀行産業調査部作成

¹ このロードマップは国家製造強国建設戦略諮詢委員会と工業和信息化部の委託を受けて、省エネ・新エネ車技術ロードマップ戦略諮詢委員会と中国汽车工程学会が編成したものである。

² 中国の自動車エンジニアによる学術団体。

自動車産業政策の転換

生産規模の面からみても、中国自動車産業は世界最大の自動車工場としてのポジションを確立している。しかしながら、個別のプレイヤーに目を向けると中国系完成車メーカー単体での国際競争力は高まっていない。国内生産台数に対する輸出台数の割合は5%を下回っているうえに、輸出台数は足もと2年連続で減少しており³、課題とされている過剰な国内生産能力を輸出に活用することはできていない。輸出に限らず、中国以外の主要自動車市場でプレゼンスを発揮している中国系完成車メーカーは見当たらず、「4大4小」に自動車生産を集約し世界で戦える自国企業を育成するとされた産業振興計画⁴は実現できていない、というのが現状であろう。

中国政府は15年に公表した「中国製造2025」において、「我が国はまだ工業化の途上にあり、先進国と比べると大きな差がある。製造業は大きいが強くない。自主的なイノベーション力は弱い。コア技術とハイエンド装備は対外的依存度が高い。企業を主体とした製造業におけるイノベーションの体系は不完全である。製品のランクは高くなく、世界的に知名度の高いブランドがない。」と総括しており、規模拡大に重きを置いた従来の自動車産業政策での自国企業育成・強化の限界を認識しているように見える。

³ 16年の輸出台数は、通関データでは前年比プラスとなっており、CAAMの発表では前年比マイナスとなっている。この差は、通関データに低速EVが含まれているためと言われている。一般的に、低速EVは自動車産業の統計に含まれないため、CAAMの発表の数値を参照した。

⁴ 09年3月に公表された「自動車産業調整振興計画」において、「第一汽車、上海汽車、東風汽車、長安汽車、北京汽車、広州汽車、奇瑞汽車、中国重汽」を中心に産業再編を推進することに言及。

加えて、自動車の急激な増加により環境問題が深刻化する中で、中国政府が近年、自動車産業の発展方針の重点をシフトしているのが「新エネルギー車・省エネルギー車」である。前述の「中国製造2025」においても10大重点分野の一つとして位置付けられた。特に新エネルギー車については、規制の強化や政府の手厚い補助金政策を背景に、新規参入も含めた中国系プレイヤーが積極的に投資しており、中国自動車産業における重要性は急激に高まりつつある。EVベンチャーと提携した中国系IT企業・楽視や、EV生産ライセンスを取得した中国系大手部品サプライヤー・万向集団など従来とは異なるプレイヤーも、自動車産業政策の重点シフトを受けて、ビジネス機会を捉えようと参入し、積極的な投資を行っている。

変節点となるNEV規制導入

中国の新エネルギー車産業政策の中でも、大きな変節点をもたらす可能性があるのが「新エネルギー車クレジット管理規制（通称“NEV規制”：New Energy Vehicle 規制）」である。この規制は、完成車メーカーに新エネルギー車の生産を義務付ける規制であり、意見募集稿によると18年の導入が予定されている⁵。NEV規制が施行されれば、新エネルギー車の急激な増加が見込まれ、市場に占める割合も高まっていくことが想定される（次頁図表2）。見方を変えると、足もと市場の大部分を占めるガソリン車を中心とした既往エンジン車の成長鈍化、将来的な市場縮小も想定されよう。

⁵ NEV規制の概要については、みずほ銀行産業調査部、みずほ総合研究所編『これから5年をこう攻める 中国ビジネス戦略シナリオ 主要20業種の構造変化と日本企業の対応』（日本経済新聞社）ご参照。

また、新エネルギー車と既往エンジン車の構成部品やそれに求められる要素技術は異なっているため、その影響はサプライチェーンを通じて産業全体に広がるだろう。規制の直接の対象となる完成車メーカーへの影響が大きいことは言うまでもないが、産業全体への波及も決して小さいものではない。

中国自動車産業の“新常态”

NEV 規制は、短い準備期間で現状を大幅に上回る新エネルギー車の生産・輸入を完成車メーカーに義務付けることを通じ、電動車への急速かつ大規模なシフトを引き起こし、自動車産業の各プレイヤーの戦略転換を余儀なくさせよう。

中国の自動車産業は、既往エンジン車を中心に規模を拡大していく段階から転換し、“新常态”とも呼べる新たな段階を迎える。NEV 規制をはじめとした新しいルール（規制）の下での競争が始まり、中国が世界の先頭に立って新エネルギー車産業の発展を牽引していく市場となるだろう。

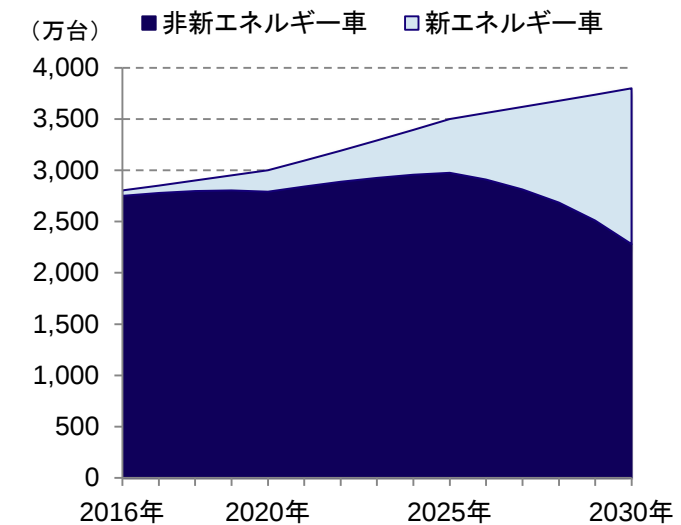
NEV 規制については、未だ制度施行の正式な発表はなされていない（17 年3月 31 日時点）ものの、中国系完成車メーカーをはじめとした各プレイヤーはその“新常态”への備えを進めている。

日系サプライヤーに求められる戦略

中国自動車産業が“新常态”を迎えれば、日系サプライヤーもまた、戦略の見直しを迫られる⁶。

現状、中国において積極的に新エネルギー車分

【図表2】中国汽车工程学会のロードマップに基づく新エネルギー車・非新エネルギー車 市場推移



(注1) ロードマップの目標値を基に、16～20 年、20～25 年、25～30 年の CAGR を算出し作成

(注2) 中国での分類に基づき、EV、PHEV、燃料電池車を新エネルギー車とし、それ以外を非新エネルギー車とした

(出所) 図表1と同じ

野に投資を進めているのは中国系完成車メーカーである。他方、自国企業を育成したい中国政府の思惑からか、方向性の読めない不透明な政策運営⁷がなされているため、完成車メーカーをはじめとした日系プレイヤーの投資姿勢は慎重なものとなっている。現状が続けば、拡大が見込まれる中国新エネルギー車市場において日系完成車メーカーが後手に回ってしまうリスクがあろう。

では、日系サプライヤーが先進国市場での技術・ノウハウの蓄積を活かしながら、不透明な政策運営のリスクを極力回避しつつ、中国新エネルギー車市場の拡大の果実を享受するにはどのような手段が考えられるだろうか。

⁷ 自動車駆動用電池の業界規範条件（業界ガイドライン）と新エネルギー車補助金対象受給車種の関連が明確にされないまま、韓国メーカー製の電池を搭載した車種が補助金対象外とされた事例などが挙げられる。

⁶ 完成車メーカーの事業戦略変容についても前掲書ご参照。

有力な選択肢の一つとして、中国系完成車メーカーとの戦略的提携が挙げられよう。中国の新エネルギー車市場で先行するプレイヤーとの取引を獲得することに加え、中国政府と距離の近い中国系完成車メーカーを通じ、政策動向をいち早く捕捉することにもつながる。他方、一部の中国系完成車メーカーは上位ブランドの設定や先進国市場への進出など、従来以上に品質・性能に目を向けた取り組みを始めており、特に電動化や自動運転技術など新しい技術分野においては、外資系サプライヤーに高い期待を持っている。

日系サプライヤーの中国系完成車メーカーへの関心は、中国自動車市場の量的成長などの魅力と、尖閣諸島の国有化を契機とした日中関係悪化などのリスクを受け、揺れ動いてきた。足下では、新たに中国での新エネルギー車市場の拡大という要素が加わり、改めて中国系完成車メーカーに対する見方に変化が現れてきている。既に新エネルギー車市場の拡大を見込んで、日系サプライヤーと中国系完成車メーカーの提携の動きも具現化している。例えば、16 年の安川電機と奇瑞汽車による車載用電気駆動システムを手掛ける合弁会社の設立はこの一例と言えよう。

変化は機会である。新規制の導入など中国自動車産業が変わろうとしているこのタイミングで、改めて中国戦略を見直すことで、“新常态”においても強みを最大限に活かし、競争力を発揮していくことを日系サプライヤーに期待したい。

【編注】中国政府は4月6日付で、自動車産業発展に向けた新たなガイドライン「自動車産業中長期発展計画」（工信部連装〔2017〕53 号）を発表した。詳細は[原文ウェブサイト](#)を参照されたい。



みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開設記念

成長期を迎えるカンボジア

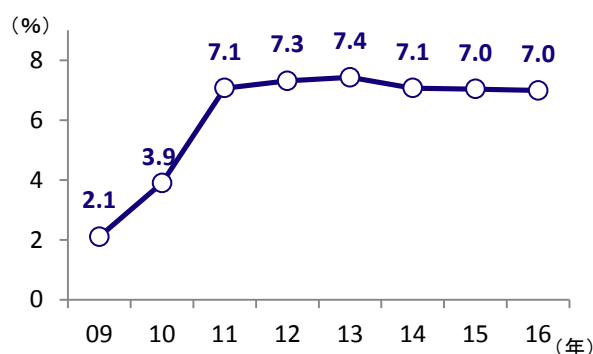
福井 健 みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所

街中に響く、ハンマーをたたく音や、杭を打ち込む音——。途上国の印象が強いカンボジアだが、首都・プノンペンでは足もと、空前の建設ラッシュを迎えている。日本企業の進出も 2016 年は過去最高を更新。堅調な国内経済の成長が外資を呼び込み、国内の消費をいっそう活発化させる好循環が生まれている。成長軌道に乗り始めたカンボジアでさらなるビジネス拡大を目指す企業をサポートするため、みずほ銀行は4月 19 日、邦銀としては初のプノンペン出張所を開設した。本稿では、ASEAN の有望投資先として生まれ変わりつつあるカンボジアの「いま」をお伝えする。

内戦の復興から成長期へ

内戦による負のイメージが強かったカンボジアにおいて、戦後の復興や、1999 年の ASEAN 加盟、2004 年の WTO 加盟などを経て、経済が安定を見せ始め、外資企業による本格的な投資が始まったのはここ 10 年余りにすぎない。しかし、いまやプノンペンの人口は約 200 万人に拡大し、300 とも言われる建設済み、あるいは建設中の高層ビルが街のそこかしこに立ち上がるなど、ASEAN 最貧国とは思えない発展ぶりだ。

【図表1】カンボジアの GDP 成長率の推移



(注) 2014 年以降は IMF 推計値。

(資料) IMF, World Economic Outlook Database(2017 年 4 月)

カンボジアの GDP 成長率はリーマンショックの影響を受けた 09 年を底に、11 年以降は 7% 台の高成長を維持している(図表 1)。この経済成長を支えてきたのは、欧米市場向けの縫製品をはじめとする労働集約型の輸出加工型製造業で、これまでは海外企業による投資もこうした軽工業が主体であった。しかし近年は、自動車部品や電子部品メーカーの進出が目立っている。特に、隣接するタイの製造拠点と連携し、カンボジア国内では組み立てなどの一部生産工程のみを行うことを目的としたプラスワン投資が伸びており、タイ国境付近にある経済特別区¹では日系メーカーのみならず、タイ資本の進出が加速している。彼らをひきつけているのは、タイに比べ若く割安な労働力と、国内市場の潜在性だ。

また、サービス産業での投資も大きく伸びてい

¹ 輸出加工を行う外資製造業企業の進出を念頭に、インフラを備え、税関など関連当局の出先機関をはじめとするワンストップサービスを提供する、国が認定した工業団地。法人税の一部免除など QIP(適格投資プロジェクト)に付与される投資優遇措置のほか、入居企業には輸入品の VAT 免除などの特別優遇措置が享受可能。

る。アジアの場合、小売や金融などサービス業の進出には一定の規制を設けている国が多い中、カンボジアはほぼすべての業種において100%外資での進出が認められている。土地の取得以外は目立った規制もないため、外資企業にとっては極めて進出しやすい投資環境といえる。

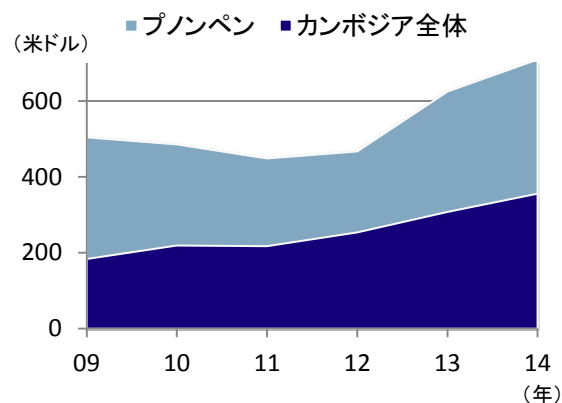
国内経済の成長により、都心部を中心に国民の所得も急速に増加している。カンボジア社会経済調査(2014年)²によると、カンボジアの世帯あたり月額平均可処分所得は前年比9%増の約358ドルで、09年調査と比べると92%増加している(図表2)。また、プノンペンでは国全体の平均のほぼ2倍にあたる約709ドルに達しており、地方に比べ給与所得者の多い都市部で所得の増加が顕著だと考えられる。実際に、プノンペンでは、休日にショッピングモールを訪れる家族連れや、数百米ドルのiPhoneを持つ若者の姿は日常的な風景となりつつある。とはいえ、国全体の産業構造をみると、第1次産業が約3割、第2次産業が約3割、第3次産業が約4割と、まだ農業の比率が高い。輸出品目も衣類などの縫製品が3分の2を占め、本格的な工業化・近代化や国内消費市



①週末は若者や家族連れでにぎわうイオンモール

² CSES。カンボジア計画省統計局がカンボジア国民12,000世帯を対象に実施。直近は2014年調査。為替レートは、1米ドル=4,000リエルで換算。

【図表2】世帯あたり月額平均可処分所得の推移



(資料)カンボジア社会経済調査(2014年)

場の拡大はこれからの段階といえよう。

企業の進出意欲は上向き

外資企業の動きをみると、上述のとおり、製造、サービスの両面で積極的な投資が続いている。国別では、発電施設などエネルギー・インフラ関連投資の多い中国や、不動産投資に積極的な韓国が投資額の上位を占めているが、日本も16年は過去最高の投資額となる約8.3億米ドルを記録した。このうち、9割以上を占めたのは非製造分野だ。

実は、サービス業をはじめとする非製造分野への日系企業の投資はここ数年、勢いを増すばかりだ。特に小売・流通や外食業界では進出案件が目白押しで、14年6月に1号店を開業したイオンモール(写真①)が、18年に2号店の開設を目指している。日本人にも馴染み深いラーメンや牛丼、アイスクリームなどの専門店も含め、プノンペン市内の日系飲食店は約250軒に急増した。日本人商工会の会員数も17年3月末時点で242社となり、日本人学校も開校している。

JETRO による日系企業の投資実態調査³でも、カンボジアへの投資意欲の向上がうかがわれる。今後1～2年に事業を「拡大する」と回答した在カンボジア企業は72.5%で、ASEAN平均の55.4%を大きく上回った。事業拡大の理由には「売上の増加」(77.3%)、「成長性、潜在力の高さ」(48.5%)などが挙げられ、48.5%が販売機能を強化していく方針を示した。こうした日系企業の前向きな姿勢は、内戦で荒れた貧しい後発国というカンボジアのイメージが徐々に払拭され、堅調な経済成長を追い風に、ASEAN 域内における投資先候補としての現実味が増してきたことの証左といえるだろう。

新興国ならではのビジネスの発展も

さらに、カンボジアでは後発の新興国ならではの、ほかの ASEAN 各国ではあまり見られないビジネスモデルも生まれ、活況を呈している。その代表ともいえるのが、国内で急拡大するモバイルバンキング市場だ。



②トレードマークの緑の parasol が目を引くモバイルバンキング事業者の店舗

ASEAN 新興国では有線の固定電話が普及する前に無線での通信・インターネット環境が整備されるケースが多く、カンボジアにおいても携帯電話の普及率は14年までに100%を超えている。この携帯電話の機能を活用した小額のモバイル送金・決済サービスを行っているのがモバイルバンキング事業者で、プノンペンの中道では道端の売店で、これら事業者のカラフルなロゴを目にすることができる(写真②)。最大手は4,000を超える国内店舗網をもつほど、カンボジアの日常生活に浸透している。

現金決済が原則の同国において、銀行口座やクレジットカードの普及率は極めて低い。その点、当該サービスは携帯電話さえあれば送金も受け取りも可能という手軽さで利用者は急速に増え、いまや人々の生活に欠かせない存在となっている。複数業者の参入による競争過多や融資残高の急増などを受け、当局も規制に乗り出し始めたが、今後、経済の発展とともにインターネットショッピングなどの利用拡大による決済額の増加は想像に難くない。また、最近ではカンボジア国立銀行(中銀)が日本のフィンテック企業と連携してブロックチェーンを利用した決済の導入を検討しているという報道もなされている。従来型のシステムが構築されておらず、新たなサービスの導入に柔軟な新興国であることを強みに、現金決済の次は電子マネーという時代が来ることもあるかもしれない。

課題は賃金上昇以外にも

成長軌道に乗ったかに見えるカンボジア経済だが、懸念もある。まず日系製造業企業から多く指摘されているのは最低賃金の急騰で、17年は

³ JETRO「2016年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

前年の 140 米ドルから 9.3% 増の 153 ドルとなった。12 年の月額 61 ドルと比べれば、5 年で 2 倍以上に上がったことになる。タイと比べればまだ割安といえるものの、ベトナムとは同水準に達しており、教育水準や物流環境などを鑑みれば、割安感はほとんど失われてしまう。上述のとおり、タイと隣接する地域では日系企業を含めタイ・プラスワン投資が進みつつあるが、さらに賃金上昇圧力が高まれば、こうした動きにブレーキをかけることにもなりかねない。

教育水準の向上も課題の一つである。カンボジアの義務教育は小・中学校の 9 年間とされているが、11 年時点の就学率は小学校で約 70%、中学校に至っては約 17% とまだ低い。内戦のなかで多くの知識人が失われたことや、農村部では貴重な労働力である子供を学校に通わせられないという話もまだ少なくない。カンボジア人は勉強熱心であるものの、ワーカーの初歩的な教育に負担を感じる企業は多く、国力の向上という点においても、教育の充実は必要不可欠といえる(写真③)。

自国通貨リエルの利用促進に向けた動きを警戒する向きもある。従前、カンボジアでは公共料金や税金の支払い、証券投資を除き、従業員の給与から日常の買い物まで米ドルの利用が可能で、流通通貨の 8 割以上が米ドルであった。しかし、カンボジア国立銀行は 16 年、公務員給与のリエル義務化やリエルの流動性を増やすため証券担保型流動性供給オペレーションをスタートさせたほか、19 年末までに融資額の 1 割をリエル建てとするよう国内の金融機関に通達するなど、リエルの利用を促している。外資企業にとっては、決済のほとんどが米ドル建てであれば為替リスクを



③教育水準の引き上げは課題のひとつだ

考慮する必要はなく、カンボジア投資の大きな魅力の一つであったほか、カンボジア経済そのものにとっても、物価の安定に貢献していた。反面、賃金がドルであることから、賃金上昇がそのまま国際競争力低下に繋がるマイナス面も指摘されてきた。自国通貨への切り替えは、当局による金融政策の有効性という点ではメリットがあるが、慎重な対応が望まれよう。

まとめ

IMF や世界銀行など、複数の国際機関によれば、17 年のカンボジアの経済成長率は 6.9 ~ 7.1% と、周辺各国を上回るペースでの推移が予測されている。発展途上の新興国ならではの、若者を中心とする旺盛な消費意欲に支えられた国内市場の拡大と、貿易額の増加、そしてサービスや製造だけでなく、建設、観光、農業などの分野でも、さらなる成長が見込まれている。まだまだ課題も多いものの、日本企業にとっては日本との直行便就航で利便性が高まったほか、かねて懸案となっていた追加投資への QIP 適用認可など明るい話題もある。いっそうの発展と、新たなビジネスチャンスの可能性を秘めたカンボジアの未来に期待したい。



【India】インドの税制 第 63 回

インド物品・サービス税(GST)導入を機会とした サプライチェーン改革の動向

乾 太輔 KPMG インド

導入と言われて久しい物品・サービス税 (GST) が、2017 年7月により導入されることになった。GST の導入がさまざまな分野に影響することについては、華南・アジアビジネスレポート 16 年 12 月号において触れた。IT システムや、キャッシュフローなど制度改革対応には、大きな負荷がかかる。一方、サプライチェーンについては、この機会に十分な分析を実施することで、合理化できる余地を見出すことが可能である。本稿では、改革のポイントを解説し、インド企業や、日本以外の外資系企業の取り組み状況を見ていく。

1. インドにおけるサプライチェーンの現状

従来、インドにおけるサプライチェーン構築の上で最大の障壁が、州を越えた取引にかかる中央販売税(CST)の存在である。多くの企業が、この CST

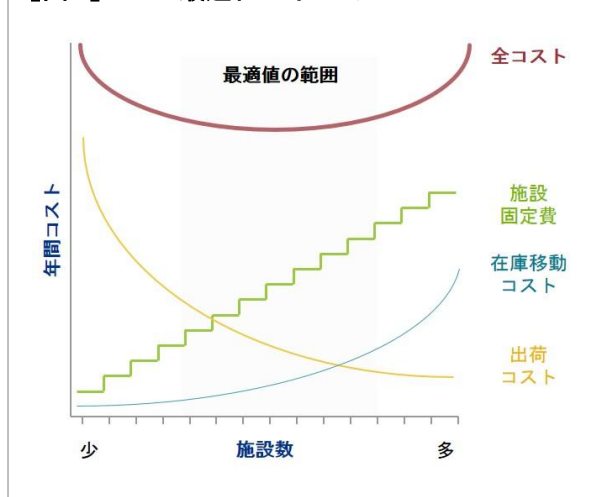
課税を回避するため、州間を在庫移動の形を取り、販売先と同じ州にある倉庫から配送・販売している。販売先が多岐にわたる企業では、ほぼインド各州に倉庫を確保し、サプライチェーンを構築している。例えば、デリー近郊においても、約1～2時間程度で移動できる範囲に、ノイダ(ウッタール・プラデッシュ州)、デリー(連邦直轄地)、グルガオン(ハリヤナ州)の3カ所に倉庫を有しているケースが見られる。この結果、各倉庫間の在庫移動費用、在庫コスト、これらの管理にかかる人件費などの負担を強いられている。

現行税制下でのサプライチェーンは、IT システム対応のように、GST 導入日までに対応完了することは求められないものの、放置することは、新税制下で不要なコストを負担し続けることを意味するため、早急な対応が求められる。

2. GST 導入を踏まえたサプライチェーン改革のポイント

前述のとおり、まず、多くの企業にとって倉庫の合理化がポイントとなる。生産頻度、出荷頻度、顧客サービスの視点による通常のサプライチェーン構築の考え方が必要となってくる。調達側、あるいは、顧客側からの制約が少ない企業の場合、念頭にあるのは、いかに倉庫を削減できるかのみを考えがちであるが、図1に示すように、倉庫を削減し、施設

【図 1】コスト最適化のイメージ



固定費を左側に抑えられたとしても、限られた倉庫から、インド各地の顧客へ出荷することは極めて非効率となる。逆に、現行の税制下で多数の倉庫を持つことによる固定費や在庫移動コストは高いが、顧客への出荷コストは抑えられる。このように、個別コストの最適化ではなく、全体コストをいかに最適化するかが鍵であり、各社ビジネスに応じた綿密なシミュレーションによる合理化計画の策定が必要である。

また、今回の GST 導入に関わらず、インドにおいては、さまざまな契約において、インフレ率以上の値上げをベンダーから毎年要求されていることが多く、施設固定費や、在庫移動コスト、出荷コストなどについては、市場価格と対比し、改めて、その妥当性を検証することが望ましい。

3. インド企業・外資系企業におけるサプライチェーンの主な課題

多くの企業経営者からは、今回の GST 導入により、各拠点で重複して持たざるを得なかった業務プロセス・システムの解消が期待されている。しかしながら、GST 対策を講じる中で、サプライチェーン自体が抱える課題が露呈し、その対応に追われるケースが非常に多い。以下、典型的なケースについて、紹介する。

<販売計画>

- マーケティング、商品開発にフォーカスし、サプライチェーン検討ができていない
- マーケットニーズに対し、必要以上のSKU(最小管理単位)を設定している
- 前年度対比などに依存し、需要予測の

精度が低い

- 製品ライフサイクルの管理ができていない
- コスト管理の密度が粗く、改善対象とすべき製品が見えない

<在庫>

- 流通網全体の在庫量が年々拡大している
- 特定拠点・物品の過剰在庫や、死蔵在庫が存在している
- 在庫管理が分断されているため、実際には、スペアパーツ管理担当者がいない
- 一部の部品・部材調達のみが最適化されており、過剰在庫・欠品リスクがある
- 顧客の需要を踏まえた在庫ポートフォリオが構成できていない
- 必要以上に、在庫移動指示が発生している

<輸送>

- 輸送業者のオペレーション(配送ルート、頻度)に柔軟性がない
- 契約条件など、現状に応じた見直しがない
- 出荷伝票処理など、企業側のオペレーションが標準化していない
- 倉庫オペレーションが非効率なため、無駄な出荷が発生している

- 倉庫管理システムが導入されているが、利用されていない

近年、インドでは、市場が急激に近代化していることにより、顧客の注文パターンが変化し、その嗜好に応じた在庫確保などの必要性が生じている。また、政府の積極的な外資導入策の影響もあり、市場での競争環境は厳しくなっている。その結果、従来、州などをベースとした個別商圈で構成されていた環境から、商圈が拡張し、より複雑化している。こうした市場環境の変化により、これまで構築してきたサプライチェーンが疲弊してきていることが背景にあることは見逃すことができない。

4. インド企業・外資系企業におけるサプライチェーンの改革事例

長年、導入すると言われてきた GST について、懐疑的な見方をする日系企業が多い一方、インド企業および外資系企業では、今回のタイミングでの導入確率は高いと予想し、積極的に改革に取り組み始めている。ここでは、各業界から参考となる事例をご紹介します。

民生品

インド全土に店舗を持つ衣料品チェーンで、調達用倉庫として 10 拠点、配送用倉庫として、18 拠点を有していた。

【 制約 】

インド各地の職人が、現地の素材などを活用して生産しているため、調達先の集約は不可能であった。

【 課題 】

- 高額商品などは生産者から直接、特定店

舗に配送されていたが、その他は店舗間で需要に応じて在庫移動が行われていた。

- 販売拠点に応じて、各地に倉庫を有していた。

【 改革点 】

- 調達サイドは、一部で州を超えた調達先の選定を実施した。それ以外は、主に倉庫ベンダーとの価格見直しを実現した。
- 配送サイドは、倉庫の大幅な統合と流通網の再構築による合理化を実現した。

セメント

インドの大手セメント業者で、倉庫数は多くないものの、配送条件などから、複雑な流通網を有していた。

【 制約 】

原料調達先はほぼ限定されているために代替が難しく、製品の特性上、商圈が製造拠点に依存していた。

【 課題 】

- GST 導入により、原価にどのように影響するのかが把握できていなかった。
- 競争力を維持向上させる製品価格設定を実現するための原価低減策が見えなかった。

【 改革点 】

- GST 導入効果を踏まえた販売先への輸送シミュレーションにより、セメント混合拠点を

見直した。

- 従来、トラックに大きく依存していた輸送網から、一部、モーダルシフトを実現し、輸送効率の向上と、商圏の拡大を実現した。

化学品

外資系化学品メーカーで、インド全土に7つの倉庫を有し、200以上の顧客に対して、製品を届けていた。

【 制約 】

製品の特性、顧客との契約条件から、即配時間、無欠品特約など100以上の供給制約が存在していた。

【 課題 】

- 顧客との契約条件の合理性、および、その優先度について、整理されていなかった。
- GST導入後の配送拠点削減を事業計画に上げたが、その実現可否、程度について、判断がつかなかった。

【 改革点 】

- 原材料の調達、ほぼ海外からであったため、テーマとされていなかったが、GST導入を踏まえて、別の港からの荷揚げを検討することで、流通コスト削減が実現した。
- 供給制約と変動要素を踏まえたシナリオ策定を実施した結果、現有の7倉庫を閉鎖し、新たな6倉庫から流通するモデルに移行し、大幅な合理化を達成した。

紹介した事例は、いずれも、GST導入による影響を把握するという取り組みから、大きなサプライチェーン改革の実現に及んでいる。さらにインド企業や外資系企業においては、GSTを既存の競争環境から優位に立てる絶好の機会として、積極的に活用する動きがみられる。

5. 必要となる危機管理の視点

ここまで、GST導入を機会とした積極的な改革について論じてきた。しかしながら、忘れてはいけないのは、インドという新興国でビジネスを継続するという観点である。11年タイのチャオプラヤ川流域での水害、13年に発生したフィリピンの台風により、多くの日系企業・グローバル企業が事業を停止し、甚大な被害を受けた。また、インドにおいても、15年チェンナイでの大水害、翌年のサイクロン被害、また、16年デリー近郊で起きた、特定カーストが引き起こした暴動など、日系企業を含めて、操業停止を強いられるような事態が発生している。インフラ整備がしっかりしていない新興国では、同じ自然災害でも影響は非常に大きくなる。

一方、サプライチェーンの観点においても、合理化のポイントとして挙げた倉庫の危機管理は、重要な論点である。日本で今年発生した、オフィスサプライメーカーの倉庫火災は、彼らのビジネスモデルの中核に被害を与え、もし、別のハブ倉庫がなかったとしたら、事業継続自体が危ぶまれた事案であった。

GSTを機会に、サプライチェーンの合理化機会を見逃すべきではないが、インドでの事業を停止させない、あるいは停止しても早期に復旧させることができる体制は持ち得ているだろうか。

サプライチェーンの改革に際して、以下のような事業継続計画の視点を持つことが、極めて重要である。

- 詳細なリスク分析(従業員、インフラ、IT システム、等)
- 被害想定(1日あたりの被害額／影響日数、等)
- 被害を軽減させるための対応策一覧(担当、役割、等)
- 組織への落とし込み(教育、訓練、等)

日系企業を支援する中で、GST 導入を契機として、新たに市場参入を検討する企業も多くなっている一方で、想定した収益を確保できず、撤退を検討する企業も見受けられるようになってきている。今回の GST 導入は、1990 年代に自由経済体制に転換したことに続く、インドにおける過去最大の税制改革である。インド進出済み企業は、これまでの展開を振り返り、新たに成長軌道に乗せる、またとない機会だと考える。

乾 太輔

(いぬい たいすけ)

KPMG インド

日系企業向けアドバイザー

統括ディレクター



外資系コンサルティングファームにおいて、通信ハイテク業の新規事業、サービス立ち上げ支援を複数実施。KPMG コンサルティングに移籍し、戦略／CRM 部門に属し、製造業、保険会社などに業界を広げ、事業戦略立案、組織改革案件を実施。大手国内製造業企業の企画部門にて、グローバルマーケティング、特に、アフターサービス事業戦略再構築について、中国、インドなどの新興国での中長期にわたるプロジェクトに複数参画。KPMG コンサルティングの再立ち上げに際し、現職にて復帰。

Business【Vietnam】



ベトナム不動産制度の概要

山口 健次郎 LNT & Partners

一 総論

現在、外資規制の緩和や市場としての成長性を背景にベトナムにおける不動産開発が活発です。本稿では、ベトナムにおける不動産制度の概要についてご紹介します。

二 不動産制度の概要

ベトナム憲法上、土地は全人民の所有であり、これを国家が管理すると規定されており、国家が法人または個人に対して土地使用权(Land Use Right)を付与する形になっています¹。土地使用权を取得する方法としては、主に割り当てによる方法とリースによる方法があり、各方法により取得される権利は、一般に、それぞれ割当土地使用权およびリース土地使用权と呼ばれています²。割当土地使用权の場合、権利の対象となる土地が国から割り当て

られ、原則として有償・期限付きですが、例外的に無償・無期限の場合もあります。リース土地使用权の場合、国を貸主とし、使用者を借主とする土地リース契約に基づいて土地を使用することとなり、必ず有償・期限付きとなります。リースの場合、賃料一括払いのものと賃料年払いのものが存在しますが、賃料一括払いの場合には土地使用权を譲渡することができます。なお、かかるリース土地使用权は、日本の賃貸借契約上の権利と異なり、あくまでも物権的権利として扱われます。

なお、建物は土地とは別個独立の不動産であり、建物と土地は別個の主体による所有が可能です。建物と土地はそれぞれ別個に売買、賃貸借等の取引の対象となります。2009年に土地法が改正される以前は、土地の権利と建物所有権についてそれぞれ別々の証明書が発行されていましたが、現行法令上、建物所有権は、単独で登記の対象にはならず、土地の権利に関する登記証書と同じ証書上に記載されています。

三 不動産の登記制度の概要

ベトナムの民法上、土地使用权の譲渡について、譲渡の効力は土地管理台帳への登記の完了によって発生すると規定されています。この規定に従えば、日本と異なり、登記を備えない限り譲渡の効力は生じないこととなります。しかしながら、ベトナムの現地弁護士によれば、実務上、土地使用权の譲

¹ ベトナムでは、土地使用权は、当局から許可を受けた個別の開発計画(プロジェクト)に従って利用する必要があり、土地使用权は個別のプロジェクトと紐づいています。したがって、外国投資企業が土地使用权を「取得・利用」することができるのは、外国投資企業が遂行することのできるプロジェクトのために取得等する場合のみとなっています。そのような意味において、土地使用权の「取得」についての外資規制は、外国投資企業が「事業」についての外資規制と密接に結びついています。

² 外国投資企業の場合には、原則として、リース土地使用权を取得する方法を採ることになりますが、土地使用权を保有するベトナム法人または個人から土地使用权を取得することはできないため、①国家から直接リース土地使用权を取得する方法、②工業団地等からリース土地使用权のサブリースを受ける方法、③合弁会社を設立する際に土地使用权を保有する内資企業から現物出資を受ける方法、④土地使用权を含む投資プロジェクトの譲渡を受ける方法等を採ることになります。

渡に際し登記をしていない場合も多く、そのような場合であっても、第三者が当該土地について登記をするなどの事態が生じない限り、当該譲受人の権利は保護されると理解されているとの指摘もあり、登記の効力については、実務上、不明確なものとなっています。なお、17年1月1日より施行された民法によれば、権利外観法理が適用されたため、今後の実務運用は不透明であるものの、第三者が登記を信じて取引に入り、かつ、当該登記の移転も完了した場合には、当該第三者の権利が保護される可能性が高まるものと考えられています。

なお、土地管理台帳は一般には公開されていないことから、その内容を確認するには現在の土地使用者保有者の協力が必要となります³。もっとも、14年6月30日付通達第34/2014/TT-BTNMT号によれば、市または省レベルの建設局が運営する、不動産の外国人の購入者または保有者に関する情報を記載したウェブサイト上に、誰でも自由にアクセスできるシステムを構築することが要求されています。また、土地および建物に関する関連行政機関(天然資源環境省)は、ベトナムにおける土地および建物に関する記録をデータベース化することを検討しています。しかしながら、現時点では、これらのシステムは未だ完了していないため、土地使用権証書の確認については、やはり土地使用権保有者の協力が必要となります。

四 土地使用権の取得に当たっての留意点

取得を検討している土地の権利関係の調査に際しては、最も基本的な事項として、取得対象である土地使用権の種類、内容、残存期間や抵当権等の

負担が付されていないかを確認することが必要となります。もっとも、上記でも述べたように、土地管理台帳は一般には公開されていないことから、その内容を確認するには現在の土地使用権保有者の協力が必要である点に留意が必要となります。また、既存の土地使用権を取得する場合、上記でも述べたように、土地使用権は個別のプロジェクトと紐づいていることから、当該土地の用途制限がどう定められ、どのような内容のプロジェクトに関連づけられているのかを確認する必要があります。さらに、土地使用権の対価に不払いはないか、また、開発・建築関連の必要な許認可は取得されているか等の確認も必要となります。また、昨今は環境に関する法令も厳格化しており、対象土地に土壤汚染その他の問題がないか、環境調査を行う例もあります。加えて、潜在的なトラブルを未然に回避するため、当該土地・建物に関する既存の契約の内容、関連する紛争の有無、当局による指導・指摘の有無等について確認しておくことも重要です。



山口 健次郎

(やまぐち けんじろう)

弁護士

LNT & Partners

森・濱田松本法律事務所



2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大學外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加。16年7月よりLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)出向中。

³ なお、土地使用権等証書はベトナム語であるため、翻訳が必要となります。



【Malaysia】

マレーシア新外国為替管理規制

岡島 伸宏 SCS Global Consulting (M) Sdn. Bhd.

1. 概要

2016 年 12 月2日にマレーシア中央銀行(BNM: Bank Negara Malaysia)から新たな外国為替管理規制が公表され、同月5日付けで施行されました。

本規制の内容は、輸出入関連事業を行う会社の企業経営に与える影響が非常に大きいものであり、具体的な内容の概要は下記の事項となります。

輸出企業は、輸出代金を外貨で回収する場合、当該回収代金のうち 75%を当日中にリングに転換する必要がある、25%以上外貨で保有する場合には、BNM の承認が必要となります。

- リングに転換した資金は、SDF(Special Deposit Facility)口座に入金が可能であり、SDF 口座は、年利 3.25%が付与されます。
- 外貨は、Trade FCA(TFCA: Trade Foreign Currency Account) および Investment FCA(IFCA: Foreign Currency Account)と呼ばれる外貨口座において管理されます。
- 国内取引に関する外貨決済は、原則として禁止されます。
- リング売り・外貨買いの為替予約の期間は6カ月までとされます。

2. 輸出代金の取扱い

輸出企業は、輸出代金が外貨で入金された場合、その都度(即日)代金の 75%をリングへ転換しなければなりません。25%を超えて外貨保有を希望する場合には、BNM の承認が必要であり、取引の詳細・インボイスナンバー・希望理由等を BNM 宛てに提出する必要があります。

なお、本規制の対象となるのは、物品の輸出の場合のみで、サービス提供は対象外です。マレーシアからの物品の輸出が発生しない三国間貿易の場合も、本規制の対象外となります。個人の居住者や教育目的・国外雇用に対する支払いの場合も本規制の対象外です。

外貨は、マレーシア国内銀行のみに入金が可能です。したがって、マレーシア国外に非居住者口座(オフショア口座)を開設し、当該口座に輸出代金を外貨により回収し、そのまま外貨で保有することは認められていません。

リングに転換した輸出代金は、6カ月以内に買掛金などの外貨建て債務支払いや外貨建て借入金の返済に充当することが文書などにより証明できる場合には、同日に外貨への再転換をすることができます。その場合の為替レートは、リングに転換した際に適用された為替レートが適用されます。

なお、16 年 12 月2日までの外貨入金分について

は本規制の適用はありません。

3. SDF

SDF とは、リング転換した輸出代金を入金する口座であり、銀行を問わず年率 3.25%の利息が保証された流動預金口座です。また、外貨による輸出代金を当日リング転換したもののみを入金することができ、SDF 残高の使用用途には制限がありません。引出額にも制限はなく、自由に引き出すことができますが、他行の SDF へ送金することはできません。

残高には 17 年 12 月 31 日まで年率 3.25%の日割り計算を行った利息が発生し、利率は 17 年 12 月末までに見直されるものとされています。

4. FCA 口座

FCA 口座には、Trade FCA(TFCA)と Investment FCA(IFCA)の2つの種類の口座が存在します。目的ごとに利用口座を区分し、外貨の厳格な入出金管理を目的としています。

(1)Trade FCA(TFCA)

TFCA とは、輸出代金の 25%、または将来6カ月以内に決済予定の輸入代金や借入返済などの資金を保管する外貨口座です。

TFCA からの支払いは、輸入代金決済および借入返済の場合のみ認められます。

(2)Investment FCA(IFCA)

IFCA とは、TFCA 以外の資金を保管する外貨口座です。具体的には、TFCA に入金しない物品輸出代金を除く国外からの入金、親子ローンの入金などを保管することになります。

TFCA とは異なり IFCA は、支払目的に制限はありません。

(3)TFCA と IFCA の関係

IFCA から TFCA への資金決済は、制限がなく自由に行うことができます。他方、TFCA から IFCA への資金決済は、マレーシア国内にリング建て借入のある法人の場合、暦年で 5,000 万リング相当額まで認められます。

5. 外貨建て国内取引

マレーシア国内における外貨建て決済は原則として禁止されます。

経過措置として、17 年3月末までは、16 年 12 月 2 日以前に締結された既存契約に基づく外貨決済は可能でしたが、12 月2日より後に締結された契約において外貨決済は認められず、リングにより決済する必要があります。ここで契約とは、プロフォーマインボイスやパーチェスオーダーを含み、既存の包括契約の締結が 12 月5日より前であっても、個別のプロフォーマインボイスやパーチェスオーダーの日付が 12 月5日以降である場合には、経過措置の適用はなくリングにより決済する必要があります。

なお、禁止されるのは外貨建て決済であり、外貨建て契約(外貨建取引)すること自体は禁止されていません。

6. 為替予約

外貨売りリング買い為替予約に関しては期限制限がありませんが、外貨買いリング売り為替予約については、契約期限が6カ月までとなります。

7. 機能通貨との関係

本規制の施行が、直ちに企業が適用する機能通貨に影響を与えることはありません。ただし、マレーシア国内に顧客を有する商社など、外貨建国内取引を行っている場合で機能通貨を適用している企業は、注意が必要です。

本規制は、上述の通り国内取引についてリング以外の機能通貨による契約は禁止していないため、従来どおり外貨建国内取引を行うことは可能ですが、当該取引の決済は、リングで行う必要があります。この場合、為替リスクを回避するために、取引通貨をリングに変更するなどの取引条件を変更することが考えられます。このように取引通貨を変更した場合、企業の行う取引全体における外貨建て取引の割合が減少し、リング建て取引が増大する場合など、結果として会計上の通貨が、機能通貨からリングへ変更される可能性がある点に留意が必要です。

8. 問い合わせ窓口

BNM としては本政策の変更、早期撤廃などは考えておらず、不都合のある企業に関しては、BNM 内に個別相談窓口を設け、個別企業ごとにケースバイケースの対応を行っていく方針のようです。

本政策に関してお困りの方は、BMI の個別相談窓口に問い合わせることをお勧め致します。



岡島 伸宏
(おかじま のぶひろ)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting (M)
Sdn. Bhd.



慶應義塾大学商学部卒業。中堅会計事務所にて法定監査、新規株式公開、財務コンサルティングを担当。2008年1月より、SCS Globalに参画、シンガポールにおいて日系企業の会計、財務、税務、法務及び業務拡大にかかるコンサルティングに携わる。09年からマレーシアに異動。マレーシア法人の取締役として、マレーシアで業務展開をしている日系企業に対して幅広いサービスを提供して、現在に至る。



【Philippines】

日比租税条約の適用

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

1. はじめに

税金の源泉徴収制度は、フィリピンに限らず徴税手法の一つとして他国でも多く用いられている手法であるが、フィリピン税制の特徴として、源泉徴収が義務付けられている支払項目について源泉徴収義務を怠った場合、源泉税に関しての罰金のみならず法人税算出に際しての損金否認の対象となり、二種類の税金に影響を及ぼすことになるため、注意が必要な税金である。

また、フィリピン源泉税の特徴として、源泉徴収義務が発生するのが、支払い時点、未払金の発生時点、未払費用の計上時点のいずれか早い時点となり、支払いを行っていなくとも源泉徴収義務が発生する点に注意が必要である。源泉徴収税にもさまざまな種類があるが、中でも最終源泉税(Final Withholding Tax)は、配当やロイヤルティーなどの国際取引にも適用されるため、在フィリピン日系企業の親会社との取引にも大きく影響する税金であり、租税条約に関する理解も必要不可欠である。フィリ

ピンでの租税条約適用に関する手続きは非常に煩雑かつ時間を要し、常に問題視されていたが、今般、配当、利息、ロイヤルティーの3種類の所得に関してのみであるが、手続きの改正が発表された。本稿ではその概要をご説明したい。

2. 従来の日比租税条約適用申請手続き

図表1に例示した項目について支払う際、日比租税条約に基づく軽減税率や免税措置を適用するためには、TTRA (Tax Treaty Relief Application)と呼ばれる申請をフィリピン税務当局の国際税務部門(ITAD : International Tax Affairs Division)に対して事前に行う必要がある。この手続きに関しては、税務当局が発行する通達である RMO No.72-2010 (2010年8月25日付)で規定されており、これに基づくと、課税取引の発生前に申請書類を提出する必要があるほか、申請は取引の都度行うことが求められる。

また、申請には日本の親会社など海外の受領者側が得る各所得に共通して必要な書類と、各所得

【図表1】フィリピンから日本親会社に支払う主な項目と最終源泉税率

親会社への支払項目	一般源泉税率	日比租税条約軽減税率
1) サービス ※PEなしの場合	30%	免税
2) ロイヤルティー	30%	10%
3) 海外ローンの利息	20%	10%
4) 配当	30%	10% or 15% ※少なくとも発行済株式総数もしくは議決権の10%を、配当支払い日前6ヶ月間直接保有している場合には10%。

の種類に応じて必要な書類があり、受領者所在地が日本であれば、これらのうち居住証明や定款などの日本で発行・作成された書類については、英語への翻訳や公証役場での公証、在日フィリピン大使館・領事館での認証の取得が必要であり、受領者側の事務負担も相応なものである(図表2)。

今般の手続き改正に伴い、配当、利息、ロイヤルティーの3種類の海外への支払いのみ、この RMO No.72-2010 に規定の条項ではなく、次項に記載の手続きが適用されることとなった。上記3種類以外の所得(例:技術指導などの支援サービス)については引き続き RMO No.72-2010 に規定の手続きが有効となる。

3. 改訂版手続き

前述の通り、RMO No.72-2010 に基づいた手続きは事前申請制度や必要書類に関する厳格なルールでの運用となっており、申請企業にとって大きな負担となっていたことに加え、申請後も税務当局側の審査が遅々として進まず、承認まで数年を要するケースもあるなど運用面で大きな問題が生じていた。このような問題を鑑み、税務当局は各方面からの継続的な改善要望も踏まえ、配当、利息、ロイヤルティーの3種類の所得に関してのみ、改訂版手続きを RMO No.8-2017(2017 年3月 28 日付)にて

公表した。

本通達の発効日は公表日から 90 日後である 17 年6月 26 日からとなるため、実際の運用はこれからとなるが、通達の概要を以下に記載する。

(1) 目的(Section 2)

本通達の発効により、フィリピンとの有効な各国租税条約に基づき配当、利息そしてロイヤルティー収入に関する低減税率適用についての新しい手続きを規定する。よって、Revenue Memorandum Order (RMO) No.72-2010 は改訂される。

前述の目的は以下の手続きを通して施行される。

- a. 新書式である Certificate of Residence for Tax Treaty Relief (CORTT)の導入
- b. BIR 書式 1601F および 1604CF の精度向上
- c. 源泉徴収代理人/海外に支払う側が正確な BIR 書式 1601F および 1604CF をタイムリーに申告することにより非居住者が得た所得を完全開示する
- d. 源泉徴収代理人/海外に支払う側による源泉徴収義務および低減税率適用に関するコンプライアンスチェック

【図表2】申請必要書類(例)

- ✓ 居住証明(Proof of Residency)(要認証):所得の受領者(日本)の管轄税務署にて取得。
- ✓ 会社定款(Articles of Incorporation)(要認証):所得の受領者の定款。
- ✓ 特別委任状(Special power of attorney)(要認証)
- ✓ フィリピンでの事業活動証明(Certification of Business Presence in the Philippines):フィリピン証券取引委員会(SEC)にて取得。
- ✓ 係争中の訴訟案件がないことの証明(Certificate of no pending case)
 - ❖ なお、上記の他、事業所得、配当、ロイヤリティ等の種目毎に提出書類が定められている。

- e. 非居住者がフィリピンで得た配当、利息
そしてロイヤルティー収入に関する最終
源泉税についての事後確認

(2) 適用範囲(Section 3)

本通達は、配当、利息そしてロイヤルティー収入にのみ適用されるものであり、その他種類の所得（事業所得、サービス提供からの所得など）には適用されない。配当、利息そしてロイヤルティー収入以外の所得に関しては、Revenue Memorandum Order (RMO) No.72-2010 が引き続き適用され、ルーリングの取得は引き続き必須である。

(3) 定義(Section 4)

本通達で新たに導入された書式であるCORTTフォーム（租税条約の恩典を受けるための居住者証明）は以下の構成となっている。

配当、利息そしてロイヤルティー収入に関する租税条約適用申請で使用される新書式であり、旧書式である BIR Form 0901 書式に代わって使用される。

パート I: 所得受領者（非居住者）の情報や条約相手国の税務当局記入欄

- A. 適用対象となる租税条約
- B. 所得の受領者/最終受益者（個人）の情報
- C. 所得の受領者/最終受益者（非個人）の情報
- D. 居住国の公認された税務署の証明書

パート II: 所得支払者（源泉徴収義務者）に関する情報など

- A. 源泉徴収代理人/所得を払う側の情報

- B. 源泉税の明細
- C. 対象となる租税条約を識別するため、フィリピンで生じた所得の種類
- D. 所得の受領者/最終受益者の宣誓
- E. 源泉徴収代理人/所得を払う側の宣誓

CORTT 書式が非居住者の居住証明となる。フィリピンと有効な租税条約の適用申請をするにあたり、居住（条件を満たしていることは）最低必須条件である。

(4) 一般規定およびガイドライン(Section 5)

- a. 国際税務部門 (ITAD) への租税条約適用申請 (TTRA) は不要となる。TTRA に代わり、非居住者が CORTT 書式を提出することにより配当、利息そしてロイヤルティー収入に関する低減税率は源泉徴収代理人によって即座に適用そして使用することができる。
- b. 非居住者は各々の居住国の所定の居住証明書 (“prescribed certificate of residency”) を使用することができる。しかし、モニタリングを目的とし、非居住者は CORTT 書式のパート I の A、B そして C も併せて記入しなくてはならない。もし居住国所定の居住証明書を使用する場合には、CORTT 書式に添付をしなくてはならない。
- c. 配当に関する申請の場合、CORTT 書式は発行日から2年間の有効期限とする。しかし、居住国所定の居住証明書を使用する場合、その所定の居住証明書の

有効期限が2年間の有効期限より優先される。利息およびロイヤルティーに関しては、CORTT 書式は契約書毎に有効とする。

- d. 源泉徴収代理人/海外に支払う側は、非居住者によって提出された CORTT 書式に基づき、低減税率もしくは免税にて源泉徴収をすることができる。
 - e. 非居住者が源泉徴収代理人/海外に支払う側に CORTT 書式を提出しなかった場合、非居住者は低減税率を適用しないと見なし、税法に記載の一般税率の適用対象となる。
 - f. ITAD および RDO No.39 が CORTT 書式の受理および情報登録の担当となる。
 - g. 非居住者への所得支払いに関する租税条約税率の適用に関し、CORTT 書式に記載の情報および 1601-F および 1604-CF 書式より収集されたデータについては、一般的に ITAD および RDO No.39 にて収集および管理される。これらのデータは、リスク分析、規程作成、租税条約の交渉方針の検討そしてマネージメント報告用に使用される。
 - h. 源泉徴収義務および租税条約適用の適格性に関するコンプライアンスチェックおよび事後確認については、国内源泉徴収代理人が登録されている RDO によって実施される通常の税務調査の一環とする。
- (5) 租税条約の恩典を受けるための手続き (Section 6)
- a. 租税条約の低減税率を適用する非居住者は、所得の支払いもしくは計上がなされる前に (before income is paid or credited)、記入済み CORTT 書式 (パート I および II) もしくは居住国所定の居住証明書と共に CORTT 書式パート I (A、B そして C) およびパート II を源泉徴収代理人/所得を払う側に提出しなくてはならない。
 - b. 源泉徴収代理人/所得を払う側は既存の税法および税務通達に従い、1601-F および 1604-CF 書式を提出しなくてはならない。
 - c. 低減税率を使用した配当、利息そしてロイヤルティー収入に関する源泉税を納付した日から 30 日以内に、源泉徴収代理人/海外に支払う側は、記入済み CORTT 書式 (パート I および II) もしくは居住国所定の居住証明書と共に CORTT 書式パート I (A、B そして C) およびパート II を国際税務部門 (ITAD) および RDO No.39 に提出しなくてはならない。
 - d. 下記の場合、源泉徴収代理人は源泉税を納付した日から 30 日以内に更新した CORTT 書式パート II を提出しなくてはならない。
 - ✓ ITAD および RDO No.39 に提出された CORTT 書式がその有効期限内に他の配当支払いにて使用された場合

- ✓ ロイヤルティーおよび利息の
Staggered Payment (契約期間内
における利払い額等が均等でない支
払)が行われる場合

4. まとめ

源泉徴収義務違反は源泉税のみならず法人税額にも影響を及ぼすことから、税務調査において源泉徴収税は重点調査項目として挙げられ、国際取引の多い日系企業については最終源泉税もその一つである。税務調査の現場レベルでは、租税条約の適用申請(TTRA)が十分に理解されておらず、事前申請を実施していても承認になっていない(個別ルーリングが発行されていない)という理由で一般税率での追徴課税を指摘されるケースもある。申請から承認まで数年を要している実態が実務面にも大きな影響を及ぼしていることから、今回の手続き簡素化によりITAD内の事務負担が軽減され、審査プロセスが迅速化されることを期待したい。一方、改正版の手続きには、書類の公証・認証の有無、過去に申請済みのTTRAのルーリング発行可否についてなど、明確化を要すると考えられる要素も多々あり、今後の運用に向けての明確化が望まれる。



寺田 未来
(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者
Teradatrust Advisory Inc.



2004年東京三菱銀行(現:三菱東京UFJ銀行)入行。09年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザリー業務に従事。12年にTeradatrust Advisory Inc.を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心とした在フィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。

Business 【China】



中国民法総則の要点解説

陳 偉雄 広東広信君達法律事務所

2017年3月15日、第12期全国人民代表大会第5回会議において「中華人民共和國民法総則¹」（以下、「総則」）が「賛成 2,782 票、反対 30 票、棄権 21 票」の高得票数にて可決され、同年 10 月 1 日から正式に施行される見込みとなりました。総則は、民法通則の更新版であり、中国の民事法律制度の基本的な枠組みを確立し、各々の規定に根拠を提供し、民法典の編さんの基礎を築くもので、民法基本原則、民事主体、民事権利、民事法律行為、民事責任および訴訟時効などの基本的な民事法律制度に対する規定を設けています。

総則は、1986 年に制定した民法通則を基に、前後して3回の審議を経て、社会に向けて意見を募集したことで、中国でここ数年盛んに論じられている社会的課題に対し積極的に対応しています。「民法通則」から「民法総則」へ、わずか1文字の改称ではありますが、その中には価値観、基本的社会理念、基本的法律精神の変化ならびに制度刷新といった要素が盛り込まれています。

計 206 条の法律条文中に、主に以下の要点が反映されています。

1、「公序良俗」から「強制法」へ

[法律条文]

第8条 民事主体が民事活動に従事する場合、

法律に違反したり、公序良俗に背いたりしてはならない。

第 10 条 民事紛争を処理する際は、法律に従う。法律に規定していない場合、慣習を適用することができるが、公序良俗に背いてはならない。

第 153 条第2項 公序良俗に背く民事法律行為は、無効である。

[要点の解説]

総則は、従来の民法通則における公序良俗原則に対する曖昧な定義を一変し、法律ならびに公序良俗への違反禁止の基本原則を高度、かつ、全面的に確立したほか、禁止性規範の具体的な条文を通じて強制義務の効力を与えています。

2、「資源を節約し、環境を保護する」を基本原則に

[法律条文]

第9条 民事主体が民事活動を行う場合、資源を節約し、生態環境保護を行わなければならない。

[要点の解説]

ここ数年、中国経済の急速な発展により引き起こされた環境汚染・破壊問題は、いっそう顕著となってきました。今回の総則でも重大な注目点の一つとして、多数回にわたる意見交換が行われ、最終的に「グリーン原則」が民法の基本原則の一つと

¹ 中華人民共和國民法總則

して確立されました。これは、環境法学界の数年来の呼びかけの成果であり、国情ならびに現実の必要性に適ったものでもあります。

3、胎児の相続権が明確に

[法律条文]

第 13 条 自然人は、出生時から死亡に至るまで民事権利能力を有し、民事権利を法に基づき享有し、民事義務を負う。

第 16 条 遺産相続、贈与の受領などの胎児の利益保護に関わる場合、胎児は民事権利能力を有するものとみなされる。胎児娩出時に死産であった場合、最初からその民事権利能力は存在しない。

[要点の解説]

自然人の民事権利能力は、出生時に始まるものであり、胎児が出生していない場合、原則として民事権利能力を有しません。胎児の遺産相続、贈与の受領などの権利を保護し、あらかじめ出生後の嬰兒に特定の財産を留保するため、総則は胎児に一定の民事権利を付与し、胎児の権利保護に関する法律上の空白を埋めています。これは、中国の法制の重大な進歩であるといえます。

4、行為能力の制限を受ける年齢の引き下げ

[法律条文]

第 19 条 満8歳となった未成年は制限行為能力者であり、民事法律行為を行う場合、その法定代理人がこれを代理するか、あるいは法定代理人の同意を得て、承認しなければならない。ただし、利益のみを得る民事法律行為、あるいはその年齢、知力に相応する民事法律行為を単独で実施するこ

とができる。

[要点の解説]

社会の進歩および教育水準の向上に伴い、一般的に8歳以上の未成年も一定の認知能力、自立能力を有していると考えられ、独立して民事活動に従事することができます。従前の「民事通則」に規定された制限行為能力者を 10 歳以上の未成年とする境界線は明らかに高く、適切な制限行為能力者である未成年の年齢基準引き下げは、より時代の発展のニーズに適ったものとなっています。

5、成年後見制度を規定

[法律条文]

第 29 条 被後見人の両親は、後見人を担当する場合、遺言を通じて後見人を指定することができる。

第 30 条 法に基づき後見資格を有する者の間において、協議を経て後見人を確定することができる。協議を経て確定された後見人は被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

第 36 条 後見人が次の各号のいずれかに該当した場合、人民法院は個人あるいは組織の関連申請に基づき、その後見人資格を取り消し、必要となる臨時監護措置を行い、「被後見人に最も有利である」という原則に基づき後見人を指定する。(以下、略)

[要点の解説]

「民法通則」は、未成年ならびに知的・精神障害や認知症など精神上の障害により判断能力が不十分になった人のための後見制度を設けており、総則は元の後見形式を基に、遺言による後見指定

(第 29 条)および協議による後見確定(第 30 条)方法を追加し、「後見人は「被後見人に最も有利である」という原則に基づき後見の職責を履行しなければならない」(第 36 条)と規定しました。追加された成年後見制度は、高齢化により顕在化している社会問題に対応するためのものであり、立法による高齢者の権益保護を反映しています。

6、法人分類の刷新

[法律条文]

第 96 条 本節に規定された機関法人、農村集団経済組織法人、都市農村の協同組合法人、基幹群衆性自治組織法人は特別法人である。

[要点の解説]

「民法通則」は法人を企業法人、機関、事業者ならびに社会团体法人、共同経営に分けています。これに対し、総則は、法人を営利法人、非営利法人、特別法人に分類し、機関法人、農村集団経済組織法人、都市農村の共同組合法人、基幹群衆性自治組織法人を特別法人として規定しています。「特別法人」制度を通じ、これらの組織法人に地位を付与し、これらの組織法人が法に基づき民事活動に参加し、独立して民事責任を負うことに法律根拠を提供しています。

7、個人情報の売買禁止

[法律条文]

第 111 条 自然人の個人情報は、法により保護される。いかなる組織および個人は、他人の個人情報を取得する必要がある場合、法に基づき情報を取得し、情報の安全を確保しなければならない、他人

の個人情報を不法に収集、使用、加工、送信してはならず、他人の個人情報の違法な売買、提供、あるいは公開を行ってはならない。

[要点の解説]

総則のこの規定は、中国が初めて個人情報の一つの民事権利として保護を受けることを明確化しました。個人情報の安全問題が日増しに関心を集め、個人情報の漏洩によるインターネット通信詐欺などの被害状況が頻発するなどの社会問題に対し、積極的に対応したものであり、民事立法の進歩とも言えます。

8、仮想財産の法律による保護

[法律条文]

第 127 条 法律にデータ、ネット仮想財産に対する保護に関する規定がある場合、その規定に基づく。

[要点の解説]

ここ数年、データ、ネット上の仮想財産が法律に保護されるかどうかに関する議論が、社会において比較的大きな関心を集めています。その理由として、「憲法」ならびに「民法通則」を含む現行の法律法規がこれらに対する有効な保護を行っていないことにあります。総則において、ネット仮想財産に関する規定はわずか 20 文字余りでしかありませんが、これはデータとネット仮想財産権が民事権利の一部であることを明確化し、将来の関連立法のために基礎を築きました。当該規定はここ数年、続々と発生している仮想財産紛争案件に明確な法律根拠を提供するに足るものであり、インターネット経済の発展を促進し、ビッグデータ時代のニーズに適応していくにあたり有益なものとなっています。

9、「正義のための勇敢な行動」の保護

[法律条文]

第 183 条 他人の民事権益を保護するために自身が損害を被った場合、権利侵害者が民事責任を負い、受益人は適切な補償を与える。権利侵害者がいない、あるいは権利侵害者が逃走した、または民事責任を負う能力がなく、被害者が補償を請求する場合、受益人は適切な補償を行わなければならない。

第 184 条 自発的に緊急救助行為を実施したため、救助を受けた者に損害をもたらした場合、救助を行った者は民事責任を負わない。

[要点の解説]

総則は、法律により「正義のための勇敢な行動」を行ったが、不正な処遇を受けるといった社会現象に対し、保護的な回答を出しています。「正義のための勇敢な行動」により損害を受けた場合に補償を受けることができ、また、救助を受けた者に損害を与えた場合に救助を行った者が民事責任を負わないと規定することで、「正義のための勇敢な行動」の実施者に対する後顧の憂いを排除しています。俗に言う「善人法」は、熱い議論が交わされた総則の条項の中でも非常に注目された内容の一つであり、これは「正義のための勇敢な行動」を奨励し、正義を支持することによって有益なものとなっています。

10、訴訟時効を2年から3年に変更

[法律条文]

第 188 条第1項 人民法院に対し民事権利の保

護を請求する場合の訴訟時効期間は3年とする。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。

[要点の解説]

訴訟時効とは、権利者が法定期間において権利を行使せずに当該期間が満了した後は、その権利が保護されなくなることを指します。「民法通則」に規定された一般訴訟時効期間は2年であり、学界および実務界は実務上、2年の時効期間では債権者の利益を保護するに足らず、訴訟期間の満了により権利を主張できなくなるケースは珍しくなっていると考えています。今回、総則が一般訴訟期間を3年に延長したことで、債権者の利益を保護することに有利なものとなっています。

その他、総則は、「未成年者が性的暴行を被った場合の損害賠償請求権利の訴訟時効期間は被害者が満18歳となった日から計算される」(第191条)と規定しており、これは性的暴行を受けた未成年者に対し、成人後に法律の救済を求める機会を提供するもので、未成年者に対し特別な保護を与えるものです。



陳 偉雄

広東広信君達法律事務所
パートナー弁護士、日系企業部主管

中国広東省広州市生まれ。1990年中山大学法学部卒、広州市司法局での勤務を経て日本へ留学。2001年に成城大学法学研究科で博士号(民法)を取得するまでの9年間を日本で過ごし、その間東京の法律事務所に勤務。現在は地元広州において主に中国に進出中の日系企業に対して日本語で法律サービスを提供している。民商法、会社法、国際投資、国際貿易、知的財産権、労働争議の処理等を専門とし、民法(特に契約法)関連を得意分野とする。

Business【China】



中国現地法人運営の留意点

小島 力 SCS Global Consulting (Shenzhen)

1. はじめに

クロスボーダーによる企業買収は昨今、大企業のみだけでなく中小企業においても一般的な事項となっており、より大きな市場開拓を見据えたうえでの海外進出、あるいは、進出済み地域における組織再編の一環として M&A を選択する企業は多くなっていると思われる。ただ、M&A による中国進出後、現地法人において経営上の問題が発覚するという事例が散見されており、また、日本側に最終的な経営意思決定権があるとしても、そもそも現地法人の経営状況が把握しにくい、問題が発生していることに気づかない、発見が遅れる、あるいは、発見されたとしても改善策がなかなか講じられないということがある。M&A による進出だけでなく、新規に法人を立ち上げて中国で事業を行なっている企業も同様の問題を抱えていることが多い。日本とは異なる制度、独自の商習慣もあり、中国現地法人を運営していくにあたってのさまざまな留意点がある。今回は過去に中国で発生した事例を交えて中国現地法人運営の留意点を紹介する。

事例1 従業員が関連した不当なキックバック

① 内容

華南地域で製造業を行う A 社は、仕入時において主要材料の仕入れについては、購買部門によって最低3社以上から相見積もりをとることを定

めていた。しかし、副資材や消耗品については各部門の担当者に発注権限が移譲されており、副資材の納入業社から水増し請求が行われ、担当者が不当なキックバックを受けている事実が発覚した。

② 対策

取引先と共謀してのキックバックは中国での代表的な不正事例の一つである。主要原料ではなく副資材など単価の低いものについては担当者に業務および権限を移譲することが多くなる傾向があり、不正事例に繋がりがやすくなっている。対策としては以下のような事項が考えられる。

✓ 主要原料のみでなくすべての購買に関して、購買部を通すことを徹底

主要原料については適切な承認を経たうえで購買発注を実施することが社内制度として整備、運用されていることが多いが、その他の副資材などの発注については担当者に一任している場合、不正が行われるリスクが高くなる。主要原料のみでなく他の購買取引についても別担当者による確認のうえ発注がなされることが望ましい。

✓ 適切な管理者による承認

発注については適切な承認者による承認のもと実施することが望まれる。ここでいう適切な承認者とは単に職位が上の者だけでなく、実際の仕入

購買物に関しての知識や相場感に精通しているものが望ましい。

✓ 定期的な担当者の人事ローテーション

定期的な人事ローテーションは不正防止の観点からは有効な施策の一つであると考えられる。ただし、大企業においては人員数が多く定期的な人事ローテーションが可能であることも多いが、中小企業については人材リソースの面でローテーション自体が困難なことも多い。

✓ 契約書の作成、保管、押印のルールの徹底

担当者同士の口頭ベースのやり取りだと不正を誘引しやすい状況となるので、書類を作成、保管のうえ、必要に応じて責任者による確認、押印（あるいはサイン）も実施する。

✓ 外部専門家による定期的な訪問調査

巧妙に偽装された取引の場合、短時間の調査では問題そのものが発見されないこともあるが、外部者による定期的な訪問調査の実施は一定の牽制機能が働くため、不正防止に役立つ。

事例2 架空取引および回収不能の売掛金の発生

①内容

ある日系企業 B 社は中国へ進出後、順調に業績を伸ばしており、同社の中国売上の割合はグループ全体の7割に達するまでに成長していた。しかしある時、監査法人から中国の連結子会社について不正取引の疑いが指摘され、調査の結果、架空取引により多額の売掛金が回収不能と

なることが発覚し、貸倒引当金の計上が必要な事態となった。中国法人現地責任者の親族が経営する会社を利用したの架空取引であった。

②対策

中国法人の経営を中国人責任者に一任した場合、現地で不正取引が発生している事態を日本本社が認識することができない、あるいは事態の発覚が遅くなるというリスクがある。対策としては以下の方法が考えられる。

✓ 与信管理制度の整備

中国では与信管理を社内で制度化している企業は少ないかもしれないが、金額が多額になる取引では、事前に社内稟議を回ったうえで取引を開始することが必要になってくる場合がある。ときには中国現地経営者から日本本社へ適宜報告がなされる体制の確保も必要となる場合がある。

✓ 滞留売掛金のモニタリング

一定期間経過後も入金がなされていない売上債権については、リスト化したうえで金額、滞留理由の把握を定期的実施する。経営者にも報告をし、債権回収の督促、顧客との交渉のうえ、入金予定日を確認していくといった業務を徹底する。

おわりに

現地法人の経営は現地人責任者に一任するという企業も多くなっていると思われる。また、日本人責任者が常駐している場合などでも、中国現地制度に不慣れなことなどを理由として現地担当者の一部の業務を任せっぱなしにするという状況も

よくある事例である。この場合でも、中国現地企業の経営状況を適時に把握することが重要となってくるため、予め社内体制を構築、整備しておくことが重要と考えられる。各企業の置かれている固有の状況を考慮のうえ、現地法人の事業運営上のリスクの洗い出しを行い、現地法人の財務状況のモニタリング体制の構築、関連する内部統制の整備の再検討をすることが有用と思われる。社内リソースだけで賄えない場合などは、一部業務を外部専門家に委託することも一つの選択肢になるだろう。



小島 力
(こじま つとむ)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting
(Shenzhen) Limited



大手監査法人国際部にて上場会社の財務諸表監査、内部統制監査業務等に従事。その後、2012年にSCS Globalへ参画。当初香港を拠点とし現在は深圳常駐。香港を含めた中国華南地域を対象とした会社の財務デューデリジェンス、内部監査を手掛けるとともに、現在は主に同地域における日本人専門家として日系企業の進出サポート、進出後の現地法人の会計、税務、労務関連のコンサルティング、連結決算体制の構築等の業務提供を行っている。



【Taiwan】

統一發票の実務上の留意点

伊藤 潤哉 フェアコンサルティング 台湾

1. はじめに

台湾では統一發票(統一發票)という政府が管理するインボイスが存在し、営利を目的とした事業者が財・サービスの提供を行う際には、一部の例外を除いて原則的に、この統一發票を発行することが義務付けられています。本稿では、統一發票を作成する上での主な注意点と、販売した商品の返品や値引きがあった場合、統一發票を紛失した場合における対応について解説します。

2. 作成方法及び留意事項

①統一發票の種類とその使用者区分

台湾には複数の統一發票が存在しますが、下記の通り、それぞれ使用者や用途・目的が異なります。

種類	発行者	購入者
三聯式統一發票	一般税額事業者	・営利目的の事業者
二聯式統一發票	一般税額事業者	・非営利団体 ・個人 ・海外事業者

また、本稿では詳細は割愛しますが、下記に該当する特殊税額事業者は一般事業者とは異なる、「特殊統一發票」を使用します。

- ・ 金融業
- ・ 特殊飲食業

- ・ 小規模事業者
- ・ 農産物卸市場の仲介業者

その他、インターネット等の電子方式で使用する「電子發票」、小売店などでよく見かける「收銀機統一發票」、「電子計算機統一發票」などがあります。

②統一發票の作成方法

ここではより一般的なケースとして、一般税額事業者が手書きで記入する「三聯式統一發票」、「二聯式統一發票」の作成方法について扱います。この二つは、冊子の状態になっており、国税局の指定する銀行で購入することができます。

「三聯式統一發票」は4枚重ねで一式になっており、それぞれ下記のような目的で使用します。

		名称	目的
第1聯	1枚目	存根聯	統一發票発行者が2カ月ごとに税務当局に提出するために使用。
	2枚目	副聯	統一發票発行者が手元で保管し、記帳する際や証憑として使用。
第2聯	3枚目	扣抵聯	統一發票発行者が購入者に渡し、購入者が営業税を申告する際に使用。
第3聯	4枚目	收執聯	統一發票発行者が購入者に渡し、購入者が記帳する際に使用。

取引相手となる購入者が非営利団体・個人・海外事業者の場合は「二聯式統一發票」を使用しますが、営業税納税義務がないため「扣抵聯」がありません。

統一發票の作成手順・主な注意点は以下の通りです。

- 1) 既定の様式に従い、実際の取引日・品名・数量・単価・金額・売上額(税抜)・営業税額・売上額(税込)・総計欄を記載する。総計欄は大字(壹、貳、參、肆など)を使用する。
- 2) 使用しない桁は後付け記載防止のため横棒で取り消し線を引く。
- 3) 記載するときは4枚の間それぞれにカーボンを挟んで転記できるようにする。
- 4) いずれか一つでも間違えた場合は、その統一發票は無効となり、書き直す必要がある(間違えた場合の対応は後述)。
- 5) 営業税額の1元未満は四捨五入する。
- 6) 購入者が営業税の課税事業者の場合、購入者の企業名および統一番号を記載する。ただし、電子計算機を使用し、購入者の企業名を記載できない場合は、統一番号のみとすることができる。
- 7) 「扣抵聯」と「收執聯」に発行者の統一發票章を押印して購入者に渡す。
- 8) 統一發票は「應税」「零税率」「免税」の税区分ごとに分けて発行する。

- 9) 統一發票は日付順に作成する。統一發票の同一冊子内で日付順序を遡って記載することはできない。

3. 使用上の留意事項

以下の①～③の状況では統一發票の「回収」及び「作廢(無効にすること)」が必要です。

① 販売した商品の返品・値引きの場合

返品・値引きの発生時期と、購入者が事業者か否かにより下記の通り対応方法が異なります。

	販売と同じ申告期間に発生	販売と異なる申告期間に発生
事業者	・ 交付した統一發票(扣抵聯、收執聯)を回収 ・ 存根聯に「作廢」を記載 ・ 正しい金額で統一發票を再発行	・ 購入者が押印した「返品・値引き証明書(銷貨退回, 進貨退出或折讓證明單)」を取得
非事業者	・ 同上(回収する統一發票は收執聯のみ)	・ 同上(收執聯またはコピーの回収が必要)

② 統一發票を書き間違えた場合

- ・ 存根聯に「作廢」を記載
- ・ 正しい金額で統一發票を再記載

③ 未使用の統一發票がある場合

- ・ 一部を切り取る、または「作廢」と記載

また、統一發票を紛失した場合は、状況に応じて以下の対応が必要です。

- ① 統一發票の冊子を紛失した場合：紛失後すぐに申告

- ② 存根聯を紛失した場合：購入者の押印をした
収執聯のコピーを取得し代替
- ③ 収執聯・扣抵聯のどちらか、または両方を紛
失した場合：紛失していない方のコピー、も
しくは販売者から存根聯のコピーに押印した
ものを取得し代替

その他使用上の注意点としては下記の通りです。

- ① 原則として当該申告期以外の統一發票は使
用することはできない。
- ② 受領した統一發票は他人に使用させること
はできない。
- ③ 未使用分の統一發票は一部を切り取る、ま
たは「作廢」と記載し、保存する。

4. おわりに

統一發票は營業税の申告と関連するため、上記
の通り作成ルールが厳格に定められています。そ
のため、作成・管理を適切に行っていく必要があり
ます。万が一、イレギュラーなケースが発生した場
合には、専門家へ相談されることをお勧めします。



伊藤 潤哉
(いとう じゅんや)

Fair Consulting Taiwan Co., Ltd.
正緯管理顧問股份有限公司

監査法人において会計監査、内部統制構築・運用支援お
よび国際会計基準の導入支援を担当するなど、監査およ
び会計コンサルティング全般に対する数々の経験を有す
る。現職では台湾において、日系企業の台湾進出のサ
ポートや、進出後の日系企業の財務・会計・税務面での
サポートを幅広く行っており、クライアントのニーズを把握
した質の高いサービスを提供している。



【アジア経済情報】

フィリピン

～+6%台の堅調な経済成長が続く～

菊池 し の ぶ みずほ総合研究所

2016 年4Q の成長率は堅調に推移

16 年4Q(10～12 月期)の実質GDP成長率は前年比+6.6%と、3Q の同+7.0%から小幅に低下したものの、堅調な推移を保った(図表1)。4Q のGDPの内訳をみると、総固定資本形成は前年比+18.7%だった。前期まで4四半期続いた同+20%台の増勢は一服したが、2桁の伸びが続いた。個人消費は、前年比+6.3%と前期の同+7.1%から減速した。食品および飲料の伸びが鈍化しており、食品を中心に消費者物価指数(CPI)の上昇率が高まったことが抑制要因となった(図表2)。

財貨・サービス輸出は、前年比+10.4%と前期の同+8.8%から伸びが高まった。サービス輸出の好調が続いていることに加え、世界的なITサイクルの改善で半導体などの電子部品の伸びが拡大した(次頁図表3)。財貨・サービス輸入は、堅調な投資を反映して前年比+15.0%となり、前期の同+

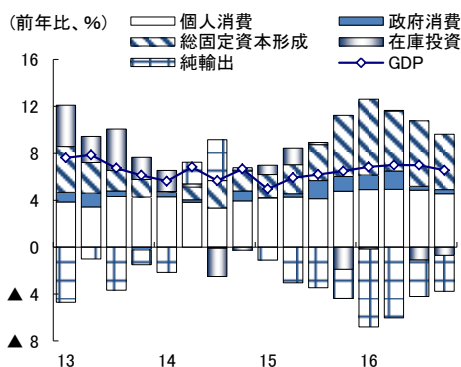
13.6%から伸びが高まった。純輸出の成長率寄与度は▲3.1%PT と前期から横ばいで推移した。

インフレ率は引き続き上昇傾向

直近の指標をみると、1月のCPIの伸びは前年比+2.7%と4Q 平均の同+2.5%から上昇し、インフレ目標(同+2～4%)の中央値に近付きつつある。

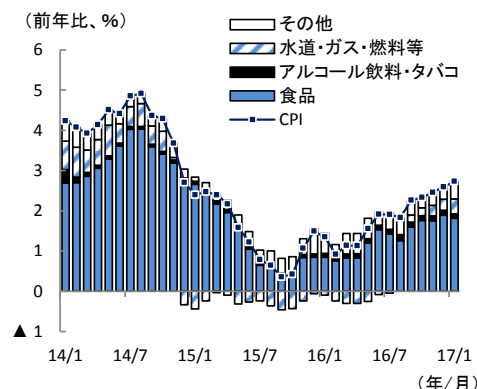
フィリピン中央銀行(BSP)は、14年10月から政策金利の据え置きを続けている。背景には投資主導の堅調な経済成長が続く一方、インフレ率が安定していたことがある。しかし、足もとでインフレ率が徐々に加速しつつあり、ペソの対米ドルレートが06 年9月以来の安値に下落して(同図表4)、さらなるインフレ加速の恐れも出てきたことや、経常収支の黒字が縮小するなど景気に過熱の兆しがみられることなどを勘案すると、年内に利上げに踏み切る可能性は排除できない。ただし、原油価格が緩やかな上昇にとどまると予想される中、インフ

図表1 実質GDP成長率



(注)統計上の不突合により、寄与度合計と成長率は一致しない。
(資料)フィリピン統計機構より、みずほ総合研究所作成

図表2 消費者物価指数



(資料)フィリピン統計機構より、みずほ総合研究所作成

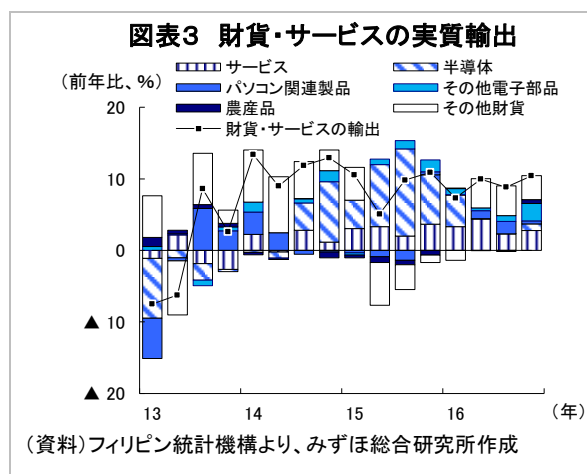
レ率が目標を大きく上回って加速するとはみえず、小幅な利上げにとどまり、景気への影響はそれほど大きくならないと考えている。

18 年まで堅調な経済成長率を見込む

18 年までの予測期間を通じて、堅調な経済成長を見込む。ドゥテルテ政権は包括的な税制改革を実施して財源を捻出することにより、インフラ投資を大幅に拡大させることを表明しており(注目点参照)、公共投資の拡大、これを呼び水とする民間投資の増加が予想される。また、世界経済

の緩やかな持ち直しを背景に、米国向けを中心に輸出は回復基調で推移しよう。海外景気の緩やかな回復はOFW(海外フィリピン人労働者)送金の伸びにもつながるとみられる。以上より、実質GDP成長率は、17 年が+6.4%、18 年が+6.3%と予測する。

ただし、米トランプ政権の保護主義的な政策の強化によるOFW送金やBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)収入の減少が景気下振れリスクとなり得るため、注視が必要だ。



【 注目点: インフラ整備促進の鍵を握る税制改革法案 】

財務省は1月26日、道路、鉄道、空港、港など多岐にわたる64の大型インフラ事業を実施すると発表した。ドゥテルテ大統領は、22年までの任期中にフィリピンが「インフラの黄金期」を迎えると標榜している。予算管理省も、地方政府と中央政府を合わせたインフラ整備費を、17年のGDP比5.4%から22年には同7.1%にまで引き上げること为目标として掲げている。

こうしたインフラ計画の実行性の鍵を握るのが、税制改革による財源の捻出である。ドゥテルテ政権発足当初から財務省を中心に税制改革に関する検討が進められ、17年1月には包括的税制改革法案が下院に提出された。同法案には、個人所得税および法人税を引き下げることによって個人消費や企業活動を活性化させる一方、VAT(付加価値税)対象除外品目の削減および自動車や石油製品に対する課税強化で歳入を拡大することが盛り込まれている。財務省は、税制改革により22年までの間に約2.2兆ペソ(16年の名目GDP比約15%)の税収増を見込んでおり、その半分をインフラ投資に振り向けると表明している。現地報道によると、ドミンゲス財務大臣は3月半ばまでに下院で税制改革法案が可決されることを望むと発言しているが、自動車や石油製品に対する課税強化は自動車販売や生産を抑制するとして反対の声も多く、法案可決に想定以上の時間を要する可能性もあり、動向を注視する必要がある。

*編注: フィリピン下院の歳入委員会は3月14日、税制改革法案を技術作業部会へ差し戻すことを決定し、同法案の成立は夏以降にずれ込む可能性が高くなった。

Back Issues

2016 年 9 月発行 第 55 号

- ・フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・2025 年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
- ・Thailand:タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・India:インドビジネス最新情報 [21] 日印社会保障協定の発効
- ・Singapore / Hong Kong:退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・China:中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [23] 2016 年食品安全重点活動計画および企業の留意点

2016 年 10 月発行 第 56 号

台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～

- ・中国の AEO 制度とその活用
- ・インドの税制 [60] インドにおける LLP 制度
- ・マレーシア新会社法の概要
- ・ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・金融口座に関する自動的情報交換(AEOD)制度の導入
- ・法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

2016 年 11 月発行 第 57 号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～
- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編)～蔡新政権の経済政策を展望する～
- ・新税制導入後の中国における越境 EC の動向
- ・Philippines:フィリピンの会社清算
- ・Vietnam:ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策
- ・India:インドビジネス最新情報 [22] 企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討
- ・Taiwan:台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・China:企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～
- ・China:企業間での貸付行為の効力問題

2016 年 12 月発行 第 58 号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～
- ・中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・香港統括会社の現状と CTC への対応～在香港日系統括会社調査より～
- ・華南における工場移転にかかる実務上の留意点

- ・インドの税制 [61] インド物品・サービス税(GST)の最新動向～そのインパクトと企業の対応～
- ・インドネシア税務調査
- ・カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・台湾の法定休日
- ・解説・中国ビジネス法務 [24] 「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

2017 年 1/2 月発行 第 59 号

- ・2016 年下期為替市場の回顧と 17 年上期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港の賃金動向～2016 年の回顧と 17 年の展望～
- ・Vietnam:ロイヤルティーに関する税務上の留意点
- ・Vietnam :投資法の改正案
- ・India:インドビジネス最新情報 [23]均等化税の概要
- ・Indonesia:インドネシア会社法上の「買収」手続き
- ・Malaysia:2017 年度マレーシア予算案における税制改正
- ・China:非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点

2017 年 3 月発行 第 60 号

- ・中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点
- ・“一帯一路”構想を支える国際金融機関～IFFO にみる外資参入のチャンス～
- ・Thailand:タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント
- ・Vietnam:ベトナム税務最前線～税法改正と税務調査のトレンド～
- ・India:インドの税制 [62] 2017 年度インド予算案における税制改正概要
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [25] インターネット安全法の解説と実務への影響
- ・China:中国での会計と IFRS の動向～収益認識基準について～
- ・Hong Kong:香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

2017 年 4 月発行 第 61 号

- ・【みずほ銀行(中国)深圳支店 30 周年記念】深圳市 30 年の軌跡と奇跡～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～
- ・企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用
- ・Vietnam:移転価格の新政令
- ・India:インドビジネス最新情報 [24] インド・シンガポール租税条約の改正
- ・Singapore:2017 年シンガポール予算案～税制改正を中心に～
- ・China:海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法
- ・China:中国税関実務～輸入申告価格の設定～
- ・Hong Kong:香港における事業譲渡
- ・Hong Kong:香港法人の資本再構築

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）
TEL (65) 6805-3660



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。